

5つ共募第7号  
令和5年10月1日

区長・班長 様

茨城県共同募金会 つくば市共同募金委員会  
会 長 松 本 玲 子

令和5年度赤い羽根共同募金運動における戸別募金の実施について（依頼）

赤い羽根共同募金運動の推進につきましては、毎年御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、今年度も赤い羽根共同募金運動が10月1日から全国一斉に実施されます。

赤い羽根募金（一般募金）は、民間福祉施設・団体への助成や災害時の支援活動時における活用のほか、新型コロナウイルスによる新たな福祉課題の解決やそれらを支援する事業にも活用されている募金となります。また、地域歳末たすけあい募金は、歳末時期に支援を必要とする世帯への見舞金として配分するほか、年末年始にかけて行われる支えあい・助けあいの事業へ助成し、様々な地域活動を支援しております。

つきましては、赤い羽根募金と地域歳末たすけあい募金を併せ、赤い羽根共同募金運動として戸別募金を実施いたしますので、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、募金は任意となりますが、赤い羽根共同募金が目標額を設定しての計画募金となるため、目安となる募金額を下記のとおり提示させていただきます。

御多忙のところお手数をおかけいたしますが、募金運動の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

記

- 1 対象者 貴区会内世帯
- 2 募金目安額 1世帯あたり800円  
【内訳】赤い羽根募金（一般募金）500円・地域歳末たすけあい募金300円
- 3 募金取扱の手順 別紙「募金取扱手順」を御参照ください。
- 4 募集期間 令和5年10月1日（日）から12月28日（木）まで

（問い合わせ先）

茨城県共同募金会 つくば市共同募金委員会 事務局  
社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会  
法人運営室総務財務係（担当：坂本、小笠原、滝本）  
〒300-3257 つくば市筑穂1-10-4（大穂庁舎1階）  
Tel 029-879-5500（月～金曜日8:30～17:15）※祝日除く

一般的な手順を説明するものとなりますので、各区会等において実施しやすい方法でお取り扱いください。

# 募 金 取 扱 手 順

募金活動の実施にあたりましては、体調が優れない場合は活動を控えていただく等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に十分ご留意の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

## <今回の配布物>

No.	配布物	数 量
1	依頼文書	班 数
2	募金取扱手順（この書類）	
3	令和5年度 共同募金ボランティアの手引き	
4	チラシ（A3版二つ折り）	
5	寄付者芳名簿	
6	ありがとうステッカー（一般・歳末募金用） 	世帯数
7	郵便払込取扱票	1 部
8	返信用封筒	

 原材料確保の問題および環境保護の観点から、寄付者の皆様には「赤い羽根」に代わりステッカーを配付させていただいております。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

※ 資材に不足がありましたら、お手数ですが社協本部（裏面記載）までご連絡をお願いいたします。

## その1 募金の方法

(1) チラシを各班へ回覧していただき、寄付者の方に「ありがとうステッカー」をお渡しください。

- 募金は任意となり強制ではありませんので、趣旨にご理解いただいた世帯からのご協力をお願いします。
- 「赤い羽根募金（一般募金）」または「地域歳末たすけあい募金」のどちらか一方の募金も可能です。

(2) 寄付者芳名簿に氏名および募金額をご記入ください（利用する区会のみ）。

- 個人名の記載に同意いただけない場合は、「匿名」とご記入ください。

※ 寄付者芳名簿の使用に関しては、募金活動を円滑に進めていただくために配布するものとなりますので、使用に関しては各区会の判断にお任せいたします。

（裏面へつづく）

## その2 集められた募金の納入方法

(1) 必要事項をご記入の上、最寄りの郵便局から払込取扱票にてお振り込みください。

- 払込手数料はかかりませんが、手数料免除の取扱いは郵便局窓口での払込みのみとなります。ATMによる払込みは有料となりますので、ご注意ください。
- 払込額が10万円以上の場合は、本人確認（身分証明書の提示）を求められますので、ご注意ください。
- 区会への領収書は、郵便払込取扱票の控え（振替払込請求書兼受領証）にて代えさせていただきます。
- 諸事情により郵便振込ができない場合は、お手数ですが下記社協本部・各支所まで募金をご持参ください。なお、事業等により職員が不在の場合もありますので、支所にお越しの際は恐れ入りますが事前に電話連絡の上、来所願います。

(2) 寄付者芳名簿を、返信用封筒にて送付してください（切手不要）。

※ 寄付者芳名簿を利用しない場合は、返信不要となります。

【受付窓口】 受付：月～金曜日 8:30～17:15 ※祝日除く

本部	筑穂 1-10-4（大穂庁舎1階）	☎ 879-5500
中央支所	遠東 639（老人福祉センターとよさと内）	☎ 847-0231
南支所	下岩崎 2068（荃崎老人福祉センター隣）	☎ 876-4552

募金の納入は、市役所ではお受けすることができませんので、ご注意ください。

## 郵便払込取扱票：記入例

払込取扱票	
99	口座記号番号
002605	99388
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
8000	
加入者名	社会福祉法人茨城県共同募金会 つくば市共同募金委員会
料金	備考 免
一般募金	5,000 円
歳末募金	3,000 円
区会名または学校名	● ● ● ● ● 区会
住所	区長や会計責任者の方等の 郵便番号・住所・氏名・電話 番号をご記入ください
氏名	
電話番号	
ご依頼人様	赤い羽根募金（一般募金）と 地域歳末たすけあい募金の 合計額をご記入ください
記号番号	99388
加入者名	社会福祉法人茨城県共同募金会 つくば市共同募金委員会
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
8000	
ご依頼人	区会名および左記 払込人と同じ氏名 をご記入ください
消費税込	日 附 印
料金	円
備考	

この受領証は、大切に保管してください。

## 赤い羽根共同募金にご協力いただく 募金ボランティアの皆さまへ

共同募金運動の募金のボランティアとしてご協力いただき、誠にありがとうございます。

この手引きには、共同募金の歴史やしゅみ、使いみちなど共同募金に関する基本的な事項を記載しております。募金ボランティアの皆様が共同募金運動にご協力いただく際の参考資料としてご活用ください。



### 共同募金について説明していただく際の留意点

#### 募金の目安額について

募金を呼び掛ける際、寄付者の便宜を図るためおおその目安を示すことは差し支えありませんが、強制的であるとの誤解が生じないように十分注意してください。

地域で募金の目安額が提示されている場合でも、募金はいくまでも任意のもので、決して強制ではありませんので、説明の際にはご配慮ください。

#### 自治会等による協力について

自治会等の予算から一括で寄付を行うことは、共同募金運動の趣旨から最善の方法とは言えませんが、地域の事情により、この方法によらざるを得ない場合は、自治会等の総会の場などで、共同募金の趣旨や寄付額等について十分な理解を得たうえで、自治会総意のもとご協力いただくようご配慮ください。

### 共同募金は、地域の福祉活動を応援する募金です。

#### つながり支え合う地域づくりのために

共同募金は、高齢や子育て、障がい、貧困、ひきこもりなど、地域におけるさまざまな福祉課題や生活課題を解決しようとする民間の福祉活動を支援しています。

近年では、特に、新型コロナウイルスの影響や物価高騰により日常生活に困難を抱える人たちや、社会的孤立の状態にある人たちを支援するための活動に対し、重点的に助成しています。



#### 災害時の支援活動のために

近年、地震や豪雨災害など自然災害が多発しています。共同募金会では、国内で発生する大規模災害に備えて積み立てを行い、災害が発生した際にはこれを取崩して、県内外に関わらず被災者を支援するための災害ボランティア活動に使われます。

また、大規模災害時に災害義援金を募集し、被災した地域の災害対策本部を通じて、全額を被災者個人へ届けています。



一人ひとりの寄付が大きな力となって、地域の福祉活動を支えています。

# 赤い羽根共同募金のしくみ

## 共同募金運動の歴史

茨城県の  
募金運動は、  
今年76回目  
になるんだよ。



共同募金運動は、第二次世界大戦後の1947年(昭和22年)に、敗戦による社会的・経済的混乱の中、戦争で家族をなくした子どもたちや戦争の打撃を受けた福祉施設などを支えるために、「国民たすけあい運動」として取り組みが始まりました(茨城県のスタートは昭和23年)。施設の大半が致命的な損害を受ける中、共同募金は施設整備などの復旧に大きな役割を果たしました。

その後、1951年(昭和26年)に社会福祉事業法(現在の社会福祉法)が制定され、「共同募金」が法律に基づく事業となりました。

現在は、さまざまな地域の課題解決に取り組む民間団体を支援する「じぶんの町を良くするしくみ」として、多様な地域福祉活動を支援する募金となっています。

## 共同募金の使いみち

皆さまから寄せられた募金の約7割は、皆さまがお住いの市町村の社会福祉協議会やNPO法人、ボランティア団体、町内会などが行う高齢者、障がい者、子どもたちなどを支援する活動のために使われています。

残りの約3割は、県全体の福祉課題を解決するための活動のほか、募金の一部が「災害等準備金」として積み立てられ、災害時にいち早く使えるお金として、被災地を支えています。

大きな災害が  
起こった時にも  
共同募金が  
役立って  
います。



## 共同募金の実施主体と組織について

共同募金活動は、すべての都道府県で行われるもので、その実施主体は各都道府県に設置された社会福祉法人共同募金会です。また、各都道府県共同募金会の内部組織として、各市町村に共同募金委員会が置かれています。共同募金会では、募金の実施や寄付金の管理をはじめ、助成に関すること、災害時の対応、広報等の活動を行っています。なお、47都道府県共同募金会の連絡調整のための機関として、中央共同募金会が組織されています。

### 共同募金ボランティア

### 共同募金委員会(各市町村に設置)

・地域における共同募金の実施など

### 茨城県共同募金会

・県内における共同募金の実施  
・目標額、助成計画の策定、公表など

### 中央共同募金会

・都道府県共同募金会の連絡調整など

共同募金運動は、各市町村に置かれた共同募金委員会のもとで自治会、町内会、民生委員児童委員、女性団体、企業や学校関係者など、募金ボランティアの皆さまのご協力により、支えられています。

## 募金運動の期間(10月～3月)

共同募金は、社会福祉法(第112条)で定められた募金運動で、厚生労働大臣の告示によって、毎年決められた期間(10月1日から3月31日まで)全国一斉に実施されます。

- 一般募金(赤い羽根募金)運動 10/1～12/31
- NHK歳末たすけあい運動 12/1～12/25
- 歳末たすけあい募金運動 12/1～12/31
- テーマ型募金運動 1/1～3/31

## さまざまな方法で募金は集められています

- 各家庭を訪問して…戸別募金
- 駅前や店頭などで…街頭募金
- 企業を訪問して…法人募金
- 学校で…学校募金
- 職場で…職域募金
- 行事に参加して…イベント募金

※このほか、寄付付き商品の販売(特定商品の売上の一部や企業の利益の一部を寄付する方法)や、寄付付き自動販売機の設置(自動販売機の売上の一部を寄付する方法)などがあります。また、携帯やパソコンからインターネット募金ができます。

皆さま一人ひとりの  
おかげで、  
募金運動が成り立っ  
ているんだね。



集められた  
募金



募金の  
取りまとめ

## 募金の流れ

募金による  
助成

地域の課題解決  
に取り組む団体

- ☆ 社会福団体
- ☆ 社会福祉施設
- ☆ ボランティアグループ
- ☆ NPO法人など

事業の  
実施

## 地域で集めた募金は、集めた地域の福祉活動に役立てられています

- ☆ 子ども食堂の運営や子育てサークル活動
- ☆ ひとり暮らし高齢者の見守り訪問活動
- ☆ 障がい者の就労支援や交流活動
- ☆ 災害に備えた防災用品の整備など





# 令和5年度 茨城県の募金目標額

# 5億2,468万7,000円

## 【目標額の内訳】

募金の種類	目標額(円)
一般募金(赤い羽根募金)	353,179,000
NHK歳末たすけあい	9,718,000
歳末たすけあい募金	158,740,000
テーマ型募金	3,050,000
合計	524,687,000

## 【助成計画(使いみち)】

区分	主な事業内容	助成予定額(円)
高齢者支援のために	ひとり暮らし高齢者の引きこもりをなくすための見守り・訪問活動など	140,039,143
障がい者支援のために	障がい者の日常生活の援助や社会参加・就労を支援する活動など	38,222,980
子どもたちの支援のために	育児相談の実施や子育てサロンの設置、遊具や広場の整備など	55,791,895
生活課題の解決やまちづくりのために	子どもの貧困をなくす取り組みや災害・防犯の啓発活動など	218,983,982
災害時の支援活動のための積立金に	地震や豪雨などによる大規模災害に備えた災害等準備金の積立	15,649,000
募金活動の経費や管理費に	共同募金運動の活動費(広報費や事務費など)	56,000,000
合計		524,687,000



寄付なのに  
あらかじめ  
目標額があるのは  
どうして??

共同募金は、事前に地域で必要とされている活動の資金ニーズを集約して、目標額を定めて募金を行うしくみなんだよ。そのため、地域の活動に必要な使いみちの額を、事前に決めてから寄付を募っているんだよ。これを計画募金っていうんだ。



## 共同募金の助成事例



### 孤独や孤立に寄り添う活動

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会

外に出る機会が少ない方の社会参加を目指して、当事者同士が交流して安心できる居場所を提供しました。ひきこもりサロン「さんぼみち」では、参加者に寄り添いながら、自立・就労に向けた個別相談も行っています。



### 子どもたちの成長を応援する活動

社会福祉法人鹿島育成園 鹿島育成園児童寮

障がいのある子どもたちが入所する施設へ自転車を支援しました。自転車に乗れるようになることは、子どもの人生を支える第一歩になります。行動範囲が広がることで、自信や自立への後押しとなりました。

## 募金目標額のしくみ

—助成を受けたい—  
地域の団体や施設など

資金ニーズ



- ☆子育てで孤立しがちな親子の居場所をつくりたい
- ☆免許返納で通院や買い物に行けない高齢者を支援したい
- ☆コロナ禍で生活に困っている家庭を支援したい
- ☆障がい者の送迎のために施設の福祉車輛を整備したい

## 共同募金の使いみち

- 共同募金は、地域の助け合いにより、既存の制度やサービスでは対応できないさまざまな課題を解決する活動に使われます。令和4年度は、県内で200を超える社会福祉施設・団体等へ助成し、支援を必要とする子どもたち、高齢者、障がいのある方や生活課題を抱える方々への多様な取り組みを支援することができました。

中央共同募金会が開設している赤い羽根データベース「はねっと」では、共同募金の使いみちを、市町村ごとに一つひとつ紹介しています。使いみちの詳細は、左記のQRコードから「はねっと」をご覧ください。

「はねっと」





## 共同募金は、なぜ、目標額があるのですか？

共同募金は、寄付金が集まってから使いみちを決める募金ではありません。募金運動を行う前に、県内の民間福祉団体や施設等から助成要望を受付け、この助成要望額に対してどのくらいの募金が集まれば支援できるかという助成計画を立てます。この助成計画を基に算出したのが、目標額や目安額となります。目標額はいいかえれば、最小限、これだけは必要だという計算から割り出した金額になりますので、ご理解くださるようお願いいたします。



## 善意の寄付なのに、なぜ目安額があるのですか？

共同募金会では、計画どおり助成ができるよう、募金の目安を示している市町村もありますが、もちろん強制するものでも割り当てるものでもありません。寄付者から「どれだけ協力したらいいですか」と聞かれた場合に分かりやすく示すための、あくまでも目安にすぎません。皆さんが納得して、妥当と考える金額をご協力いただくことをお願いしています。



## 共同募金の活動経費はどのようになっているのですか？

共同募金運動を進めるための経費は、募金箱、ポスターやチラシ、パンフレットなどの広報資材、説明会などの開催費、寄付金の集計や管理、組織の運営などに充てられ、募金額のおおよそ1割程度に収めるよう努めております。これらの経費と災害等準備金(大規模災害に備えた積み立て)を除いては全て福祉団体等への助成金として活用されています。



## 共同募金への寄付には、税制上の優遇措置があるのですか？

都道府県の共同募金会は、税制上、国や地方公共団体と同じように、「寄附に対する優遇措置の対象団体」となっています。また、茨城県共同募金会は、所得税の税額控除対象法人としての証明を受けています。そのため、共同募金会への寄付は、法人・個人ともに税制上の優遇措置の対象となります。共同募金会へ寄付を行った場合、個人の方は、所得税の控除(「所得控除」または「税額控除」のどちらかを選択)及び個人住民税の「税額控除」を受けることができます。また、法人が寄付した場合は、「全額損金算入」することができます。この優遇措置を受けるためには、税務署への申告時に共同募金会発行の領収書が必要になります。



## 「赤い羽根共同募金」と「赤い羽根福祉基金」の違いは何ですか？

名称から間違えやすいですが、「赤い羽根共同募金」と「赤い羽根福祉基金」は、趣旨や財源、使いみち、実施主体のすべてが異なるもので、「赤い羽根共同募金」が「赤い羽根福祉基金」の原資になることはありません。「赤い羽根共同募金」は、社会福祉法に基づき、各都道府県共同募金会が実施主体となって行う募金運動で、募金は集められた都道府県内の民間福祉活動を対象に助成しています(但し、災害支援のための積立金は、都道府県の枠を超えて助成することが法律で認められています)。一方、「赤い羽根福祉基金」は、平成28年に中央共同募金会が独自の寄付金(個人や企業の皆さまから直接、中央共同募金会へいただいた寄付)を原資としています。この基金では、従来の共同募金では助成することが難しい全国的な活動や先駆的で全国モデルとして期待できる民間の福祉活動を対象に助成しています。

ご不明な点については、茨城県共同募金会またはお住いの市町村の共同募金委員会へお問合せください。

※共同募金委員会は、各市町村社会福祉協議会に設置されています。各市町村共同募金委員会のお問合せ先はこちら▶



社会福祉法人茨城県共同募金会

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内  
TEL 029-241-1037 E-mail: iba-cc@atlas.plala.or.jp



# 赤い羽根共同募金運動

誰もが暮らしやすい町にしようと、この町のために活動する人たちを支える仕組みが共同募金です。一人ひとりの寄付が大きな力となって、地域の福祉活動を支援しています。



子どもたちが笑顔で暮らせるあたたかい地域づくり

健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり

障がいがある人たちの社会参加や就労を応援する地域づくり

高齢者の孤立を防ぐ見守り活動への支援



学校と地域が連携した福祉教育への支援

孤立しがちな子どもや子育て世帯への支援

災害ボランティア活動や防災活動への支援

生活に困難を抱える人たちへの食料支援

赤い羽根共同募金は、困ったときはお互いさまの気持ちで、みんなで助け合い支え合う地域づくりを応援しています。誰もが安心して自分らしく暮らしていける社会を目指して、高齢・子育て・障がい・貧困・ひきこもりなどさまざまな福祉課題や生活課題の解決に取り組む民間団体の活動を応援しています。地域のつながりをたよさないう、地域を支える力になれるよう、いつでも多くの人や多くの活動に、あなたの思いを届けています。共同募金へのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

赤い羽根 IBARAKI



意志あるお金、募金のチカラ。

## 赤い羽根共同募金



令和5年度 茨城県の目標額  
5億2,468万7,000円



共同募金が地域の福祉課題や生活課題の解決に向けた地域福祉活動の民間財源として、よりいっそう活用されるよう、共同募金運動を推進してまいります。皆様のご協力をお願いいたします。

運動期間

- 赤い羽根共同募金運動 10/1～12/31
- NHK歳末たすけあい運動 12/1～12/25
- 歳末たすけあい運動 12/1～12/31
- テーマ型募金運動 1/1～3/31



社会福祉法人茨城県共同募金会

〒310-0851 水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内 TEL029-241-1037 FAX029-244-1993

赤い羽根 いばらき 検索

町内会・自治会を通じたご協力のほか、銀行やインターネットでも募金ができます。詳しくは、QRコードから茨城県共同募金会のホームページをご覧ください。



# 「だれもが その人らしく 安心して暮らせる福祉社会の実現」をめざして

茨城県社会福祉協議会(県社協)では、誰もが尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく自立し、社会参加を行いながら、安心して暮らせる福祉社会の実現をめざしています。

## 明るく活力のある長寿社会をめざします

～わたしたちの活動に参加しませんか～

**ねんりんスポーツ大会**  
ねんりんスポーツ大会 開会式の様子

**わくわくセンター ホームページ**  
QRコード

**60歳以上の方ぜひご参加を!**

**わくわく美術展**  
日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真の6部門

**電子機器(ゲーム)を使用して対戦するスポーツ**

**茨城シニアマスター**  
長年にわたり培った知識、経験、技能、技術を持っている方を「茨城シニアマスター」として登録

**えスポーツ**  
誰でも手軽に取組めるスポーツ・ワナゲの様子

問 茨城わくわくセンター TEL:029-243-8989(直通)

## 福祉の職場をめざす人を応援します

茨城県福祉人材センターでは、「福祉のお仕事」をご紹介します!

茨城県福祉人材センターは、福祉の仕事に専門とした無料職業紹介事業所です。福祉の仕事が初めてという方も、経験者の方も、ご希望に合わせた仕事をご紹介します。資格のない方にもご紹介できるお仕事があります。ぜひお気軽にご相談ください。

**日時** 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土日祝日・年末年始は休み)

**問** 茨城県福祉人材センター TEL:029-244-3727(直通)

ホームページ「福祉のお仕事」からも求職登録や求人検索ができます。

**福祉のお仕事**  
QRコードはコチラ

## 県内で、介護や保育士の仕事に就く方に経済的な支援(資金貸付制度)があります!

- 介護福祉士(国家資格)取得を目指して実務研修を受講する場合
- 介護職としての資格・勤務経験がある方が、介護サービス事業所等に再就職する場合
- 資格はあるが保育士として働いていない方が、(再)就職する場合
- 未就学児を持つ保育士の方が、保育所等に子どもを預けて就職(又は職場復帰)する場合

一定の要件(貸付後の勤務年数等)をみたすと、貸付金は全額返還免除になります。詳しくは、県社協ホームページから募集要項をご確認ください。

問 福祉人材・研修部(修学資金等) TEL:029-350-8366(直通)

茨城県社会福祉協議会 検索

## 安心して利用できる福祉をめざします

### 経済的に困りの方を支援します!

低所得、障害者及び高齢者世帯の方に、経済的な自立と生活の向上を図り、安定した生活が送れるよう、生活福祉資金の貸し付けを行っています。

詳細については、地区担当民生委員または、お住まいの市町村社協に、お問い合わせください。

- ・生計中心者が失業し求職活動をしているが、仕事が見つからず生活費がない
- ・失業に伴いアパートを退去する予定であるが、住宅の賃貸契約を結ぶための必要な経費がない

**失業者向けの貸付 総合支援資金**

- ・医療費や介護費の支払が多くかかっている、生活費が不足している
- ・就職は決定したが、初回給与支給日までの生活費が不足している
- ・年金、公的給付等の支給開始までの生活費が不足している

**緊急的な貸付 緊急小口資金**

- ・高校、専専、短大、大学に合格しても、就学に必要な経費が支払えないかもしれない

**就学費用の貸付 教育支援資金**

※生活全般のお困りごとは、お住まいの市町村社協または、自立相談支援機関にご相談ください。

問 生活支援部 TEL:029-244-4559(直通)

### 認知症・知的障害・精神障害の方の福祉サービス利用を支援します

認知症・知的障害・精神障害などにより、判断能力が不十分で親族などの援助が得られない方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などのサービスを提供し、自立した生活が送れるように支援します。

詳細については、「茨城県日常生活自立支援センター」または、お住まいの市町村社協にお問い合わせください。

問 茨城県日常生活自立支援センター TEL:029-241-1134(直通)

### 福祉サービスの困りごとをお聞きます

福祉サービスを利用して困ったことや悩んでいることについて、事業所の相談窓口にご相談しても解決できないときや直接言いにくいときは、運営適正化委員会が相談を受け、解決のための助言・調整・あっせんを行います。プライバシーは厳守しますので、お気軽にお問い合わせください。

相談時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (土日、祝祭日、年末年始は休み)

問 茨城県運営適正化委員会 TEL:029-305-7193(直通)

## 支え合う福祉社会づくりをめざします

### 茨城県内のボランティア活動・福祉活動を推進するため、様々な支援を行っています

- ボランティア団体・NPO団体への活動支援の助成金、地域の居場所づくりの活動推進のための助成事業などを行っています。
- 福祉教育の推進のため、高齢者疑似体験などの福祉体験用資機材の貸し出し、学校等への福祉教育の出前講座などを実施しています。
- 寄付・寄贈の受け入れ、配分を行っています。大切な善意の気持ちを茨城県内の福祉活動に繋いでいます。
- 災害時の備えとして、災害ボランティアリーダーの養成、災害ボランティアの登録を行っています。

ボランティア活動などにご興味がある方は、茨城県ボランティアセンターまたは、お住まいの市町村社協へお問い合わせください!

※福祉体験機材の貸し出し、寄付・寄贈、災害ボランティア登録にご興味のある方はHPをご確認ください。

問 茨城県ボランティアセンター TEL:029-243-3805(直通)

災害ボランティア登録(個人) QRコード  
福祉体験機材 QRコード  
寄付・寄贈 QRコード

区会名		班名	班	区長・班長氏名	
-----	--	----	---	---------	--

令和5年度赤い羽根共同募金

寄付者芳名簿

No.	一般募金	歳末募金	ご芳名	No.	一般募金	歳末募金	ご芳名
1				21			
2				22			
3				23			
4				24			
5				25			
6				26			
7				27			
8				28			
9				29			
10				30			
11				31			
12				32			
13				33			
14				34			
15				35			
16				36			
17				37			
18				38			
19				39			
20				40			

一般募金額 円	歳末募金額 円	合計額 円
------------	------------	----------

※<sub>1</sub> この芳名簿は、募金を取り扱う方が円滑に募金活動を進めていただくために配付するものとなります。個人名の記載に同意していただけない場合は、「匿名」とご記入ください。

※<sub>2</sub> この芳名簿をご利用の区会は、茨城県共同募金会つくば市共同募金委員会(つくば市社会福祉協議会)へご提出ください。

※<sub>3</sub> 提供された個人情報は、本会個人情報保護規程に基づき、慎重かつ適切に管理を行います。

募金をありがとう



募金をありがとう



募金をありがとう



募金をありがとう



募金をありがとう



募金をありがとう



募金をありがとう



募金をありがとう



募金をありがとう



募金をありがとう



募金をありがとう



募金をありがとう



払 込 取 扱 票

99		口座記号番号										金額	千	百	十	万	千	百	十	円											
0	0	2	6	0	5				9	9	3	8	8																		
加入者名	社会福祉法人茨城県共同募金会 つくば市共同募金委員会											料金	備考		免																
ご依頼人・通信欄	一般募金 円 歳末募金 円											区会名または学校名：																			
住所氏名	おところ・おなまえ 住所： 氏名： (電話番号)											日	附																		
払込人住所氏名	おところ・おなまえ 住所： 氏名： (電話番号)											印																			

ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。(承認番号 東第61952号)  
これより下部には何も記入しないでください。

各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0	0	2	6	0	5																
加入者名	社会福祉法人茨城県共同募金会 つくば市共同募金委員会																					
金額	千	百	十	万	千	百	十	円														
ご依頼人	おなまえ 様																					
料金	(消費税込み)		日 附 印																			
備考	円																					

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。  
切り取らないでお出しく下さい。

この受領証は、大切に保管してください。

